

船舶事故調査報告書

平成29年12月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成29年5月22日 10時45分ごろ
発生場所	和歌山県湯浅 ^{ゆあさひろ} 港北西方沖 湯浅広港南津波防波堤北灯台から真方位332° 970m付近 (概位 北緯34° 02.3′ 東経135° 09.3′)
事故の概要	漁船 ^{たいりょう} 大漁丸は、北東進中、また、カヌー（船名なし）は、漂流中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成29年8月3日、主管調査官（神戸事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 大漁丸、4.86トン WK3-15586（漁船登録番号）、個人所有 B カヌー（船名なし）、総トン数なし なし、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 操縦者B、操縦免許 なし
負傷者	なし
損傷	A 右舷船首部外板に擦過痕 B 左舷上縁部に擦過痕
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、船首浮上による死角が生じる状況下、船長Aが操舵室の椅子に腰を掛け、湯浅広港の北西方沖を約15ノットの対地速力で手動操舵により北東進中、B船と衝突した。 B船は、操縦者Bが1人で乗り、漂流して釣りを行った後、帰航しようとしたところ、後方から接近するA船を認めたものの、どうすることもできず、A船と衝突した。
分析	A船は、船長Aが、船首浮上によって生じていた船首方の死角を補う見張りを適切に行っていなかったことから、前路で漂流中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、操縦者Bが、周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、A船に気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、A船が北東進中、B船が漂流中、船長A及び操縦者Bが共に見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- | | |
|--|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | <ul style="list-style-type: none">・航行中に死角を生じる船舶は、死角を補う見張りを行うこと。・漂泊中の船舶は、適切な見張りを行い、接近してくる船舶の早期発見に努めること。 |
|--|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|